

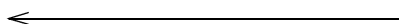
○防衛省告示第二百四十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）第一条の規定により、漁船の操業を制限又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定めた告示（昭和三十六年総理府告示第九号）の一部を次のように改正したので、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律施行規則（昭和二十七年総理府令第四十一号）第一条の規定により、告示する。

令和五年十二月一日

防衛大臣 木原 稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



備考 表中の「」の記載は注記である。	別表				改正後
	[略]	区域の名称	広弾薬庫水域（広島県呉市広町海岸）	[略]	
	[略]	制限又は禁止区域	1 [略] 2 第二種区域 次の各点を中心とする半径一〇〇メートルの円周によって囲まれる水面（第一種区域に含まれる部分を除く。）	(1)～(5) [略]	
	[略]	条件	1 [略] 2 第二種区域 アメリカ合衆国の軍隊の弾薬荷役中は、荷役中のそれぞれの水域における漁船の操業を禁止する。	[略]	
	[略]	備考	第二種区域 1 弾薬荷役の行われる期間及び時間は、中国四国防衛局において揭示し、及びインターネットを利用する方法により公表するとともに、中国四国防衛局長から関係者へ通知する。	2 [略]	
	別表				改正前
	[同上]	区域の名称	広弾薬庫水域（広島県呉市広町海岸）	[同上]	
	[同上]	制限又は禁止区域	1 [同上] 2 第二種区域 次の各点を中心とする半径一〇〇メートルの円周によって囲まれる水面（第一種区域に含まれる部分を除く。）	(1)～(5) [同上]	
[同上]	条件	1 [同上] 2 第二種区域 アメリカ合衆国の軍隊の弾薬荷役中は、荷役中のそれぞれの水域における漁船の操業を禁止する。	[同上]		
[同上]	備考	第二種区域 1 弾薬荷役の行われる期間及び時間は、中国四国防衛局において揭示するとともに、中国四国防衛局長から関係漁業協同組合長へ通知する。	2 [同上]		

附 則

この告示は、公布の日から施行する。